平成３０年（フ）第７８３号
大阪府豊中市大黒町２丁目11番21号
破産者　岡田　邦廣
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９８０号
大阪府東大阪市東鴻池町５丁目７番10号
破産者　本家かまどや喜連瓜破駅前店こと　斎藤　信一
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１７号
堺市西区浜寺元町３丁263番地１
破産者　浅井フヂヱ
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５８４号
大阪府富田林市清水町３番12―803号
破産者　林　加壽雄
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０９３号
堺市北区金岡町2047番地
破産者　大西自動車こと　大西　　薫
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１１５号
堺市北区金岡町1977番地９、住民票上の住所大阪市港区八幡屋２丁目３番12号
破産者　ベーカリーカップルこと　朝長克一郎
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５５４号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目16番16号
破産者　市川　清水
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第９０号
岡山県津山市小田中424番地４、前住所岡山県真庭市美甘3125番地１
破産者　福原　　広
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成３０年（フ）第２２号
福岡県築上郡吉富町大字広津1153番地７
破産者　鳴ず屋こと　藤川　道紀
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
秋田県横手市十文字町睦合字中谷地338番地
破産者　柴田みどり
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成３０年（フ）第２０号
秋田県横手市平鹿町浅舞字道川南38番地
破産者　柿崎由美子
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成３０年（フ）第１６号
茨城県鹿嶋市大字志崎654番地
破産者　飯田　暁子（旧姓宮久保）
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成３０年（フ）第２１号
茨城県古河市諸川1790番地10　サンワハイツ２　101号
破産者　鈴木美和子
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第３３７号
神奈川県鎌倉市小袋谷２丁目23番６号　桔梗荘105号
破産者　加藤　英樹
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４１４号
横浜市旭区左近山448番地４　左近山団地８街区19棟202号
破産者　山根　康雅
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５１号
新潟市西区大野町3748番地
破産者　遊びＢＡＲ　ＪＯＫＥＲことＪＯＫＥＲ’Ｓ　ＢＡＲこと　堀内　　潤
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５９号
新潟市南区西萱場1087番地３
破産者　柏木　清和
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７４号
新潟市東区石山団地９番16―301号
破産者　奥田　　榮
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７８号
新潟市西区鳥原797番地13　メゾンアリーナ105号、前住所新潟市西区鳥原634番地28
破産者　渡辺　弘子
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部